

令和6年度 第2回千歳市廃棄物減量等推進審議会 結果概要

| | | | | | |
|--------|---|-------|-------|----|-------|
| 日時 | 令和6年6月24日（月） | 開始 | 13:30 | 終了 | 14:30 |
| 場所 | 千歳市役所 議会棟 大会議室 | | | | |
| 出席者数 | 委員16名中13名出席 | 会議の成立 | 成立 | | |
| 途中出席者 | — | | | | |
| 途中退席者 | — | | | | |
| 事務局出席者 | 千田市民環境部長、田中環境センター長 【廃棄物管理課】 太田廃棄物管理課長、浦川総務係長、櫻庭総務係主任、稲垣総務係主任 宮城建設計画係長、富田施設係長 【廃棄物対策課】 片山廃棄物対策課長、廣田廃棄物対策係長、長崎資源循環推進係長 | | | | |
| 傍聴者 | なし | | | | |
| 報道関係者 | 1名 | | | | |

会議録（発言要旨） 別添のとおり

令和6年度 第2回千歳市廃棄物減量等推進審議会 会議録（発言要旨）

1 開 会

会長挨拶

<要 旨>

皆さんこんにちは。今回は前回は前回行った事業系一般廃棄物手数料等の改定についての2回目の審議となります。その他2件報告事項があり、次第のとおり進めていきます。

前回に引き続いて答申の審議となりますが、今回の審議でできるだけ内容を深め、本日の会議で方向がまとまるような形になればと思っております。

なかなか難しいところがありますが、皆様の真摯なご議論をいただければ幸いです。

2 議 事

(1) 審議事項

① 事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について

「事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用の改定」及び「し尿及び浄化槽汚泥並びに生活雑排水処理手数料の改定」について事務局より前回資料に基づき説明が行われ、会長から前回審議の要約照会があり委員に諮った。

《質疑等》

なし

(会 長)

ご質問及びご指摘がありませんので、提案は妥当であるとの旨の審議結果を記載した答申書案を会長と事務局の間で作成し、審議委員の皆さんに送付し確認していただき、その承認をもって答申書の完成とさせていただきたいと思っております。

この進め方でよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。問題ありません。

(2) 報告事項

① 道央廃棄物処理組合の施設状況について

事務局より資料に基づき説明。報告済みとなった。

《質疑等》

(委 員)

焼却処理場の煙突のフィルターの耐用年数について教えて欲しい。

(事務局)

焼却処理場では、ごみを燃焼した後、排ガスを冷やす工程があり、冷やした排ガスは、ろ過式集じん器という機械に通します。ご質問にある煙突にはフィルターはありませんが、煙突前に設置されているろ過式集じん器の中のフィルターが、同じ役目を担っています。

ろ過式集じん器は、集じん器の入側と出側の圧力差が徐々に大きくなっていくことから、一般的な使用方法におけるろ過式集じん器のフィルター交換時期は4年から5年が目安であるとメーカーから伺っています。

(委員)

第3埋立処分地について、堰堤の設置による嵩上げと堰堤を設置しない軽微な変更の両方をできない根拠はなんですか。

(事務局)

第3埋立処分地に「堰堤の設置による嵩上げ」と「堰堤を設置しない軽微な変更」の両方を実施した場合、埋め立てごみの荷重が増加することとなり、埋立処分地の底部に敷設している遮水シートに大きな負荷がかかることから、嵩上げを実施する場合には、どちらかの方法を採用しようとするものであります。

(委員)

仮に堰堤を設置しない場合の嵩上げをした場合、その上にごみを埋め立てすることになると思われるが、雨が降った場合など、ごみがオーバーフローすることはないのでしょうか。

(事務局)

御懸念されることは、十分考えられるが、仮に堰堤を設置しないで嵩上げし埋め立てた場合、埋め立てるごみの量は、埋立容量の10%の量としており、北海道の指導に従い溢れないよう余裕をとり漏れがないようにしています。

(委員)

それは、北海道の構造指針のようなもので指示されているのでしょうか。

(事務局)

構造指針のようなものはありませんが、北広島市が実際に堰堤を設置しない方法で北海道と相談のうえ、埋立地の延命をしています。我々も北海道に伺い、この軽微な変更方法を知りましたが、堰堤を設置する場合と比較し、許可されるまでの時間がかからず工事ができる利点があります。もちろん軽微な変更のため、使用年数は長くはありませんが、計画上の年数はクリアすると考えております。

- ② 破砕処理場のリチウムイオン電池等の混入による発火の状況について
事務局より資料に基づき説明。報告済みとなった。

《質疑等》

(委員)

実際に発火したものは何なのか、わかるように市民に周知したほうがいいのではないか。

(事務局)

発火した製品は、燃え尽きて残っていないものがほとんどでありすべてのものについては特定が難しい状況です。しかしながら、今まで燃え残った製品もあり、これらの製品については、コードレスの掃除機や加熱式たばこなどがあげられます。燃え残った製品は、市役所市民ロビー等で展示したところがありますが、今後も市民ロビーやイオン千歳店の展示スペースやイベント・チラシなどを活用し、市民に周知啓発をしていきたいと考えております。

3 その他

(事務局)

答申案については、先ほど会長からお話があったとおり、事務局と会長で中身を精査し、各委員の確認を取ります。

次回については、11月5日(火)にこの会場で行いますが、改選期にあたるため、委嘱状の交付を行い、その後審議会となります。

内容は、条例改正の報告、廃棄物処理事業概要の説明を予定しております。詳細が決まり次第、事務局より委員の皆様にご連絡します。

なお、現委員での審議会につきましては、これが最後となります。委員の皆様におかれましては、本審議会委員として2年間お勤めいただき、千歳市における廃棄物の減量や再資源化について豊富な経験や知識に基づいたご意見などをいただくことができまして、今後の廃棄物行政に役立ててまいりたいと思います。この場を借りて心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

4 閉会

(会長)

このメンバーで最後の審議会となりますが、スムーズな審議会への皆様の御協力、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第2回千歳市廃棄物減量等推進審議会を閉会します。